慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	反應・横槍法人論
Sub Title	Response to the late Prof. TSUDA's Theory of Corporation
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2000
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.73, No.2 (2000. 2) ,p.205- 219
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	津田利治先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-20000228-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

であり、

反應·横槍法人論

倉

沢

康

郎

三、公法人・私法人二、法人本質論の意義 はじめに 任意機関とは何か

、はじめに

他は「民法總論 講義案 其二 (法人)」である。 原稿をコピーされたもので、一つは「手形法講義(大正一四年度)

生前の津田利治先生から、墨書で [書籍小包] と表書され郵送されてきたものが二つある。いずれもワープロの

青木徹二先生講述

學生

(津田利治)

筆記

後者は、平成八年六月に「横槍 民法總論(法人ノ部)」〔慶應義塾大学法学研究会叢書(66)〕として公刊さ

205

まえがきを左に示そう。

れた津田先生の遺著の初稿というべきものであるが、 昭和六二年一〇月と日付されたそのまえがきは、 右遺著

冒頭に一九九五年六月と日付されて書かれた「序」とはかなり違った内容のものとなってい る。

肉声に近く感じられるものであり、 筆者にとっては、 右の昭和六二年一○月付のまえがきの方が一九九五年六月付の「序」よりも一層津 しかも不肖の弟子として慚鬼の念をよび醒まされるものである。 まず、 畄 先生

而も其の傾向は、法人法の領域に於て特に甚だしい。 は何うやら主として民法學の停滞性、特に概念法學時代の残屑を未だに振切れずに引摺って居る點に在る様に思はれる。 あった。否、会社法學と民法學との不整合と言った方が良からう。 「永年 大学で會社法の講義を擔當し乍ら、 常に気懸りであったのは、 夫れを此方 其の會社法と民法の法人法との間の不整合で (會社法學) から眺める限り、 其 への原因

以て民法學の一畵を乗っ取る意圖など毛頭もない。 何の様な姿になるであらうかと考へた結果が、本稿に外ならない。固より一商法學者の不消化な一試論に過ぎず、之を 本稿がおこがましくも其の一石たり得るや否や? 其處で、管轄違の商法學の方から横槍を入れて、會社法的見方を以て、民法の法人法を遠慮なく構築し直すとすれば、 唯 誰かが先づ一石を投じなければ、 百年河清を待たねばならぬ。

期待する。 此の度、 是非貴下の貴重なる御所見を拝聴したい。 第一著手として筆者の最も身近に居られる義塾法學部の諸公に對し、之を呈示して其の反應を待ちた 單なる賛否の感想に止まらず、 専門學術的な論議、 特に反對論の論據を ĹĴ

摘しながらも、 法學者の説く(と言ふより寧ろ私自身の考へる)會社法との間に、 これに比して、 それに続けては、「我々として學生達の爲に爲すべき最善の途は、 九九五年六月付の 序 は、 右のまえがきと同様に先ず「民法學者の説く法人法と、 理論の整合性が甚だしく欠けて居ること」を指 恐らく學者間の學説の争を早 我々商

Ō

に手は無ささうに見える。」という。 せめて其爭の實情を赤裸々に露呈して、學生達各自の責任に於て學説の正邪曲直を判断し、 く決着付けて、 民商法一貫した整合性ある法人學説を樹立し講述することであろうが、 其見込が薄いとすれ 自由に選擇させる外

論争のない「民法學の停滞性」に対して、まえがきにいうように、「唯、 田先生が指摘するような問題意識にもとづく論争があるわけではなくて、その真意は、 たるものがある。というのは、「序」の中では「學者間の學説の爭」と述べられているが、 河清を待たねばならぬ。」という憤激と、それにもとづく闘争心とにあるからである。 この「序」は公刊を意図した修辞をもって構成されており、津田先生の真の面目は前記のまえがきの中に躍 誰かが先づ一石を投じなければ、百年 論争のあるべきところに 学界一般に おお て津 如

遂に生前の津田先生に対して、求められた「反應」を明示するところがなかった。今、遅ればせながら、 |横槍法人論||中の総論にあたる部分について、筆者なりの反応の一端を記してみようと思う。 このまえがきの付された論稿を津田先生御自身から送り付けられた「義塾法學部の諸公」の一人たる筆者は、 それが津田先生の霊に届くことのあるとすれば、「相変らずの浅薄・愚鈍」と、 かえって先生の霊の安らかな 先生の

一、法人本質論の意義

眠りを妨げることになってしまうに違いない、としても……。

語体で書かれている。 昭和六二年一〇月付のまえがきが付された この方が津田先生のスタイルに合っているが、後に先生御自身が 「民法總論 講義案 其二 (法人)」 の本文は、 「横槍 カタカナ混 民法總論 りの文 (法人

を「本書」と指称する。

部) としてひらがな混りの口語体で公刊しておられるので、 以下における引用は後者によることとし、これ

す外ない。」(三頁)とした上で、これに以下のような注記を付している。 其法人の本體 之を總稱して法人と謂ふ。法律は特に近世以降、 とは不可能である。 法人の定義につき、本書は、 (法律が法人格を賦與する相手方) 之が爲、法人の定義も、 「自然人以外にも、 前記の如く「自然人に非ずして」なる消極的側面を捉へて、 の種類も益々多彩となり、 其需要の増大と共に益々多様なる新種の法人を加へつつあり、 法律が 一般的權利能力を賦與するもの 畵 的基準を以て之を總括的に示すこ が少なくな 之を示

定義がなされたときには、 かじめ確定している場合に、その中から特定の内包を有する事物を取り除いたものというように消極的な形式で ということは、そのこと自体が当然に定義を無内容とすることに結び付くわけではない。 には自然人と法人とが在る」旨を別語で言直したに過ぎず、定義として無内容に近い。」 たしかに、右のような定義は、 斯る定義は、 所謂形式的定義 その定義は実質的内容を有しているものといいうる。 定義の形式としては消極的である。 (又は循環論法)であり、法人の實質に付き何事も語 しかしながら、 定義の形式が消極的 って居ない。「法律上、 (四~五頁) ある概念の外延 が である

はあらかじめ確定しており(いうまでもなく、この規定の解釈に差異のありうることは今の問題とは無関係である)、 したがって民法八五条二項による「動産」 ノ物ハ総テ之ヲ動産トス」と定めており、ここでは「動産」 例えば、 同条に先立つ民法八五条が「本法ニ於テ物トハ有体物ヲ謂フ」 民法八六条は、 その一項で「土地及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス」と定めた上で、その一 の定義は、 「土地またはその定着物という内包を含まぬ有体物」 の定義は消極的な形式をもってなされている。 と定めているので、「物」という概念の外延 一項で 「此他 を指

すものとして実質的内容を有しているものといいうるのである。

といわなければならない。実は、 があらかじめ確定しているときには、たとえ定義の形式は消極的であっても、 の享有ハ出生ニ始マル」という規定によってあきらかであるから、一般的権利能力の主体たる「人」概念の外延 たる資格)を賦與されたものを謂ふ。」(三頁)といった場合にも、「自然人」概念の内包は民法一条ノ三の か否か、というところにある。 そこで、法人の定義として、「法人とは、自然人に非ずして、法律に依り一般的權利能 問題の真の所在は、特に近代市民法において、「人」概念の外延を確定しうる それは実質的内容をいうするもの 万 (即ち法律上の

なるからである。 て法人の本体の種類も無限に多彩なものとなりうるとすれば、「人」概念の外延はそもそも確定しえないことに 説くように、 法人の定義を無内容に近いものと断ずることの、根拠となっているものといわざるをえない。すなわち、 を総括的に示すことは不可能である。」(三頁)という。このような津田先生の認識こそが、 を加へつつあり、其法人の本體(法律が法人格を賦與する相手方)の種類も益々多彩となり、 この点につき本書は、 もし法人が歴史的需要に応じて多様な新種を次々と加えうるものであり、 前述したように、「法律は特に近世以降、 其需要の増大と共に益々多様なる新種 そして、そのことによっ 消極的な形式による 畵一的基準を以て之 本書の の法人

「その消極的な形式のゆえに無内容」と断じられうることになるわけであるが、はたして、法人の本体は法範疇 に非ずして、 としてあらかじめ確定されうべきものではないのか。 要するに、 法人の本体が法範疇としてあらかじめ確定されうるものではない、と解した場合にのみ、 法律に依り一 般的権利能力 (即ち法律上の「人」たる資格)を賦與されたもの」 という法人の定義が 「自然人

太郎訳 単に手段と目的との関係ばかりでなく、 制限されたものではなくて、 ラー 思惟形式として定立されているとすれば、 ۲ 『法哲学』(ラートブルフ著作集第一巻)二九四頁)と。ここから「法人本質論」 ブルッフは次のようにいう。「もし法の概念に秩序の思想とともに目的思想もまた内在し、 思惟必然的な普遍妥当的な法的考察の範疇と考えられなければならない。」 目的の目的、 人格 (Person)、法主体の概念は、 終局目的および自己目的が法概念自体とともに不可欠な法 法経験によって基礎づけられ、 がはじまる。 したがって (田中

説を吟味して、 の可能性 も亦夫々或一部の法人の或側面を補捉するには適切だが、 に關連し、 を喪失した」(四頁)と断じ、さらにこれに註記して、「之等各學説は何れも夫々其主張者の抱く權利概念と密接 種と言ふべく、 この点について本書は、「但彼の法人理論 (例えば個人事業の法人化など) 夫等權利概念が皆一面の眞理を捉へるに止まり、 現行法律の解釋に役立てんとする試 商法學上の手形理論と共に科學的虚像の雙頂を形成し、 (五頁) を併せ考へれば、 (法人本質論) (例・法人の意思能力・行爲能力の有無を法人理論より演繹する 其實體を強て統一的に把握する必要なく、 今日法律の認める法人は其態様種々雑多であり、 の論爭は、 必ずしも普遍妥當しない 当時の概念法學に育てられた華麗な徒花 今日では共に其解釋法學的 のと同様に、 各種法 又之等の學 實務的 今後 [價值 O)

書の註記で、「其解釋學的實務的價値を喪失した」というのは、 世紀を通じてのドイツ団体法思想の変遷と密接不可分に結び付けて主張されたというところに起因するものであ を科學的に確認し獲得する努力) といわざるをえない側面をもっている。 たしかに、 一九世紀末ドイツで花ひらいた法人学説は、 の意味」においてであることを明示しておられる。) ただそれは、 筆者の観るところ、 「狭義の法學即ち實定法規範學 今日の法プラグマティズムの観点 それぞれの学説が、 からすれば、 (實定法の規範的 概念法学的あだ花 法人本質論 (津田先生自 意味 内容 本

は誤である。」

と述べる。

かりに、

すべて「現行の法人法は抽象的概念の論理的展開ではなくて、

妻博士御自身は、 連させて、 たのではない 及び法律の本質に触れる法哲学上の争いとなるから、ここには、 両法の学者が大いに論争した重大な問題であって、近世法律学上の一光彩である。しかし、 うに説き始められている。「法律上独立の権利主体と認められる法人の本質は何であろうか。この問題は、 いするものというドグマを生み、「法人あるところ団体あり」とする「概念法學的錯倒」(本書六頁)をもたらし たことの反動として、ドイツ・ロマン派の法思想は団体の主体性を強調するが、そのことが団体こそ法人格に値 すなわち、 主要な学説の概観を与えるに止める。」(我妻栄『新訂民法總則 フランス大革命を経て生まれたナポレオン法典が自然人以外の一般的権利能力をすべて否定し去っ か。 周知のように、「社会的価値」説に立たれる― わが国における近代民法学の主柱であった「我妻民法講義」では、法人の本質に関して次のよ -同書一二六頁)。 前段に述べた法律における団体思想の変遷と関 (民法講義Ⅰ)』一二二頁)と(なお、 問題は、 直ちに権利 公私

る。

る。 て存し法がただこれに人格を与えたにすぎない前法的な実体が存するか (metajuristisches Substrat) ルッフに拠れば、「かくて自然人たると法人たるとを問わず、すべての人格の「擬制的」、すなわち人為的性質に といって直ちに「法人あるところ何も無くてもよい」ということにはならないのではないか。ふたたびラートブ ついては争う余地がない。法人の問題-ただ、「法人あるところ団体あり」とすることがたしかに錯倒した概念法学であるとしても、 (田中耕太郎訳・前掲書二九六頁) という問いかけは遺るのである。 の問題である。 ――擬制人格か、実在せる団体人格か――はむしろその法而上的な基体 自然人の背後に人間が存するように、法人の背後にも、 ―これが法人本質論の中心問題であ しかし、 法に先立っ だから

211

歴史的具體的なる現實の社會的需要を

たかりに、 立法者が採上げ」(本書五頁) の焦點である。」(本書五~六頁)とすることに異論をさしはさむ余地はないものとしても、 立法者が「相競合する利害の調節を計りつつ、其如何なる點を如何に規制したのかが解明 たものであるとしても、 立法者が採り上げるべきか否かを決する基準 そのような解明 すべ は何 き問題 か。 Ŧ ŧ

げられているが、 き問題は法人格に固有の問題であるのか否か。例えば、本書では「今後の可能性」として個人事業の法人化が挙 その場合の社会的需要の実体は、 はたして「法人化」なのかそれとも「有限責任化」なの

企業主体の有限責任化は法人化と本質必然的に結び付くものなのか否か。

に思われる。 るおそれがあればあるほど、 筆者には、 そのためには、 法人の内包的種類が多様になればなるほど、そして、その外延を超えて法人格が技術的 まさに実用法学的な意味において、新たな法人本質論が求められざるをえない 法人概念の実質的内容の明確化は、 避けて通ることのできない問題であろう。 に誤 用 され

一、公法人・私法人

得意とされた分野の一つであると思われる。例えば、本書における「私法人と公法人」の分類および対比などは、 すなわち一般的権利能力の意義をさらに明確化しているものと評することができる。 般の民法書ではほとんど問題にされていない点に真の問題が所在することを摘示して、そのことにより法人格 事物の分類および対比は、 学問研究の中で最も論理的・科学的な作業に属するものであり、 津田先生 の

た法人をいう」(四宮和夫『民法総則』九四頁)ものとされている。これに対して本書では、「少くとも商法第二条 「公法人」の意義については、 一般に「国家的公共の事務を遂行することを目的とし、 公法に準拠して成立し か

る。

たしかに、

に所謂 其他國家公權力の 「公法人」とは」 という限定を付しながら、 一部を擔當する一定の組織體に付、 以下にように定義されている。 法律が私法上獨立を認め、 すなわち、 之に私權を共有する一般 國 及び地方公共

的 |權利能力を賦與したものを謂ふ。」 (九頁) と。

なわち私法上のそれであるものとされているのである。 基準としているところにある。そして、本書では、公法人の法人格もまた「私權を共有する一般的權利能力」 設立の準拠法規の種類を限定せず、 右二つの定義の基本的な相違点は、 法人格を付与される組織体が国家公権力の一部を担当するものであることを 前者が設立の準拠法規が公法であることを基準とするのに対して、 す

らである。 る。 その組織体 るから、 いう点においてすぐれていることになるといえよう。 法人格が法によってのみ付与されるものである以上、 ある組織 その準拠法規の種類の区別が明確であるならば、 の機能であって、 体が、 その本来的な属性のほかに、 組織体そのものの種類を他と区別する概念の内包を成すべき属性ではない 便宜的に公権力担当の機能を兼ね備えることはありうることが というのは、「公權力の一部を擔當する」ということは、 あらゆる法人はそれぞれ設立の準拠法規をもつもの 法人の分類基準としては、 前者の定義の方 朝 からであ 確 であ

という区別が何によって定まるのかという点である。 ただ、前者の定義について問題になるのは、 そもそも設立準拠法規が公法であるか、 それとも私法であるか、

法分野 れてい 点に関しては、 が現れ、 それらの法規に準拠して設立された法人の分類が困難になってきているということが一 近時いわゆる「私法の公法化」現象によって、 経済法や労働法など中間的な性格を帯 般的 がた

伝統的な公法・私法の二分法に換えて公法・社会法・私法という三分法を採った場合に、

である(その意味では、

商法二条は法例として格段の意義を有するものではない。)。

的 設立準 矛盾牴触する法令の適用を受ける法人をその限りで公法人に属するものと解すれば足りるものと考えられるから かい 思考の典型である。 また、 -拠法規 なことになるようにも思える。しかしながら、 公法人に関する法例として唯一のものである商法二条の適用についていえば、 の分類に即して、 なぜなら、そのように三分化したところで、こと法人格に関する限り何らの差異も生じな 法人を公法人・社会法人・私法人の三種に分類すべきものとすれ 筆者の考えでは、そのような問題設定こそ悪しき概念法学 商行為につき商法と ば、 法適用

監督といった行政権能発動の要件・効果を定めるものは典型的な公法であるとすれば、 の権利・義務の発生・変動・消滅の要件・効果を定めるものは典型的な私法であり、 ある。ここでは公法・私法の分類に関する理念的なしは理論的論争に立ち入る余裕がないが、 あるのか、 筆者が問題とするのは、 それとも個々の法規すなわち具体的な条文の規範作用の性質にもとづく分類であるのか、 公法・私法という二分法を採った上で、そもそもその分類は法典を対象とするもので 方、 両者を一個の法典の中に 国家の免許・ 今かりに、 という点で 認可 私人間

包摂するものは今日数多くある。

例 行政組織法は公法に属し、 して法典を対象とするものでないことは自明のことのように思われる。 いその機能・性質等の差異を基準としてなされるべきものである以上、それが法規を対象とするものであり、 !えば商法中の刑罰規定のように、 るほとんどすべての法規が、それぞれ公法法規または私法法規であるからである。そして、 筆者にとっては、法の形式的分類 民法や商法は私法に属する。」という形で説明できるのは、 他の種類に属する法規が混在しているのである。 (法源の種類等) とは異って、公法・私法のような法の実質的分類は それが実際上、「国会法や内閣法や国家 それらの法典を構成して それらの中にも、 ほ んら 決

準拠して設立されたものを公法人と解することになるわけである。 私法法規たる民法が、法人格取得の準拠法規につき単に「法律ノ規定」とのみ定めており、 これは私法上の法人格すなわち私権についての一般的権利能力の得喪を定める規定であって、 ないので、一般にこの「法律」には公法法規も含まれるものと解した上で、先に述べたように、 民法三三条は「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」 格別の限定を付して 私法である。 と定めている。 公法法規に

地方公共団体に私法上の法人格を付与する法規としての側面をもつ限りにおいて、 民法三三条の「法律ノ規定」には当たらないものと解するとすれば、 三三条の「法律ノ規定」に該当するものであり、これによって地方公共団体が私法上の法人格を取得することに れないということになってしまう。そのような結果の不当なことは、 金融公庫法三条は、「住宅金融公庫は、公法上の法人とする。」と定めている。)を付与する趣旨の公法法規であって、 なるものとすれば、地方自治法二条一項はいかなる意味で公法法規なのか。 これに対して、 かしながら、 例えば地方自治法二条一項は「地方公共団体は、 同条項は地方公共団体に「公法上の法人格」(その意義は筆者にはよくわからない 法人とする。」と定めているが、 言を侯つまでもない。 地方公共団体には私法上の法人格が付与さ その側面における法規 少くとも、 が、 これ 例えば住宅 同 の性質 が 民法

法人はすべて私法人であるということにならざるをえない。 法規にほ ば付与されないということを定めるものであり、そして、その法規はどのような法典の中に含まれてい 要するに、 かならない 民法三三条は、 ものであるから、 私法上の法人格は法律すなわち国会により法律として制定された法規 設立準拠法規の種類を区別の基準とするかぎり、 私法上の法人格を有する によらなけれ ても私法

民法三三条と同一すなわち私法でなければならない。

の余地のありえないものである。 方において、 商法二条にいう「公法人」は、 したがって、その意義は、これを設立準拠法規の種類以外の基準によって定め それ自体が私法上の法人格を有するものでなけ れば、 同 ,条適用

そのような組織体が形成されうるのか れば、 力の一部を擔当する一定の組織體」という基準を採り入れているのは、まさに由なしとはしないことなのである。 なければならないことになる。本書が公法人の意義につき、 機能であるにすぎず、 ただ、すでに指摘したように、国家公権力の一部を分担するか否かということ自体は、 その機能以外の機能をほんらい発揮することのできない組織体が形成されえたときだけである。はたして、 概念の内包たるべき属性であるわけではない。これがその組織体にとって属性になるとす ――つまり、 そのような組織は、 設立準拠法規の種類以外の基準として、「国家公權 はたして独立性・自律性を有する ある組織体にとっては 組

る法規はすべて私法法規なのであるから、「公法人」の意義をもとめるとすれば、 に関するものではありえず、 ずれにしても、 法人格は法律によってのみ付与されうるものであり、 法人格付与の対象すなわちその前存在たる実体にこれを求めるほかない しかも、 その基準は法人格付与の根拠 私法上の法人格 の付与を定め ものであろ

体」を成しているといいうるのか。

四、任意機関とは何か

う。

財團法人に共通の機關として、 本書第六節 「法人の機關」 冒 理事、 頭の総説的 假理事 部分には、 (特別代理人?)、監事、清算人を、又公益社團法人に特有の機關と 次のように書かれている。 「民法は公益社團法人及び公益

て (相對的必要事項) 總會を擧げ、 何れも法定の機關として、 法人は任意の機關 (例・會長、 其構成、 總裁、 權限等を規定する。 顧問、 相談役、 評議會、 之等以外にも定款又は寄附 賛助員會、等々)を設置 行爲を以

すなわち、 法人の機関には法定の機関のほかに、 任意の機関もありうるというわけである。この点は、

構成、

權限等を定めることを得る。」(八五頁)と。

民法学

説 の一般的な理解とまったく同様であり、 例えば四宮和夫博士は、「法人が定款または寄附行為によって以上の

ほ

かの機関を設置することは、

自由であり、

実際上も、

評議員会なるものがしばしば見られる。」(四宮・前

一二頁)と説かれる。

く行動についてのみではなくて、 いことがらに属する。 しかしながら、筆者にとって、 いったい、 機関のあり方そのものについてひろく妥当しうるものであるのか。 法人の機関として「任意の機関」を認めるということは、なかなか 法人の自治・自由という原理は、 機関を通じての意思決定およびそれにもとづ わ かりにく

である。」という説明がなされることなどがその例である。 性説の中で、設立中の会社と発起人との関係について、「発起人は設立中の会社という権利能力なき社団 よく、 「権利能力なき社団の機関」などといわれる。 典型的には、 しかし、その場合にいう機関と、 株式会社の設立法理にお 法人におけ ける 61 わ Ø る機 の機 る 同

関

法人における機関は、 社団または財団というそれ自体としては独立に機能しうる器官をもたない 存 在

とは、まったくその意義を異にする

するための機構ではありえても、 権利能力すなわち法主体性を付与するにあたり、 これに対して、 権利能力なき社団における機関といわれるものは、 法主体としては社団構成員の機能の集合としてしか評価されえないものである。 法主体として機能しうることを可能にする法技術的な機構であ 事実上あるいは経済的に一体として機能

に

般

とは、 主体たる社団構成員の機能以外ではありえないからである。 たがって、 社団構成員の自治・自由 そこでは、 事実上あるいは経済的に一体として機能するための機構をどのように定めるかというこ の範囲に属する。 なぜなら、 それをどのように定めても、 法的評価としては、

定款・寄附行為に定めて置くことはありえよう。 機関となるわけではない。授権した者が依然として機関である限りにおいてその授権は有効なのであり、 ではないのである。 もなくこれは、 人についても、 機関なのではない 法人の 機関」 必要的機関に対する意味での任意機関なのであって、法定機関である点において差異があるわ 監事という機関を置くか置かないかは任意なものとされている か。 は、 また、 もちろん、その場合の法定の方法にはさまざまな態様がありうる。 法人格の付与という法的所為の要素的な内容なのであって、 機関権限の行使を他の者に委任・授権することを、 しかし、これまたいうまでもなく、 あらかじめその法人の属性として (民法五八条)。 しかし、 その意味ですべてそれ 権限行使を授権された者が 例えば、 民法の公益法 いうまで は法定

た、 すなわち理事に非ざる会長・総裁の設置を定款に定めた場合、 理事の 「任意の機關」として挙げられているもののうち、 单 から会長・総裁を置くものと定款に定めた場合、 例えば それは理事という法定機関にほかならない それはいかなる権限をもつ機関たりうるの 「會長」・「總裁」 につい て 理 事 とは のでは 別 に ま

この授権は法の許容する限りにおいて可能であるものと解さなければならない。

ない

か。

附行為 3奪又は制限することを得ない 本 が此等を法人の機關として設置したのか は 先に引用し た部分に続けて、 (定款・ 寄附行為上の斯る定は無効である)。」と述べ、 「但之に依り法定の必要的機關を廢止し又は法定 (相對的記載事項) 又は單に従業員の職階上の地位を定めたも さらに註として の機關 0 専 屬 「定款 的 寄 限 を

法

生は、 か(任意事項)は、定款・寄附行為の解釋に俟つ外ない。」(八五頁)と述べているが、この正理の下で、津田先 いかなる「機關」として「會長、總裁、 ……」と例示されたものを把えておられたのか、今となっては、

もはや直接にお伺いすることはできない。